横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第267号)

平成15年9月25日

横情審答申第267号 平成15年9月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成14年3月8日建北指第1720号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査実施記録のうち、1建築確認番号・建築確認年月日、2建築確認場所及び建築主氏名、3検査年月日及び検査工程及び立会者欄」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査実施記録のうち、 1建築確認番号・建築確認年月日、2建築確認場所及び建築主氏名、3検査年月日及 び検査工程及び立会者欄」を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。 また、中間検査実施記録のうち、対象外とした部分については、異議申立人の個人 情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「処分番号第 H12 確合建築横浜北部 00578 号中間検査実施記録(以下「本件申立文書」という。)のうち、1建築確認番号・建築確認年月日、2建築確認場所及び建築主氏名、3検査年月日及び検査工程及び立会者欄(以下「本件申立部分」という。)」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成 14 年 1 月 15 日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)第17条第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立部分のうち、「立会者の氏名」については、異議申立人(以下「申立人」という。)以外の個人を特定する個人情報であって、開示することにより、当該個人の社会生活上の権利利益を侵害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の一部開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の 一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 中間検査日に私も立会いをすると監理者(株) に連絡をとって、中間 検査日の午前 10 時に現場に行くと、もう終わりましたと立会人に告げられた。
- (2) 本件申立文書の立会人欄には、私の名前も記入されていない。
- (3) 監理者(株) は業として中間検査の立会人となっているので、開示す

るのは、当然である。

(4) 中間検査実施記録は、情報公開開示請求で開示された情報が個人情報本人開示請求では開示されていないのは何故なのか。

5 審査会の判断

(1) 建築確認申請等に関わる事業について

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提出された建築確認申請書を受理し、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書(中間・完了検査)等の検査申請図書の受理と現場検査を行っている。

(2) 本件申立文書及び本件申立部分について

本件申立文書は、法第7条の3第1項の規定に基づいて実施した中間検査の記録であり、50㎡以上の2階建木造建築物の全軸組等が完了した際に、工事監理者等からの報告を受け、工事の途中で、設計図書に基づき適法に建築物等の工事がなされているかを市担当職員が工事監理者又は工事施工者関係者の立会いの中で行った検査の結果等を記入したものであり、実施機関は、本件申立文書のうち、検査の概要欄を除いた本件申立部分を申立人の個人情報としたうえで、一部開示決定をしている。

本件申立部分には、建築確認番号、建築確認年月日、建築場所及び建築主氏名、検査年月日及び検査工程、立会者等が記録されていることが認められる。

(3) 対象となる個人情報について

ア 条例第2条第2項では、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。

「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、個人の住所、氏名等により、ある情報が特定の個人に関するものであるかが分かるもの、又は氏名等の記載がなくても当該記録の内容から、またその情報と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るものをいうものである。

イ 申立人は、情報公開開示請求で開示された中間検査実施記録の情報が、個人情報本人開示請求では対象とされていないのは理解できないと主張している。

実施機関は、本件申立文書のうち、本件申立部分を申立人の個人情報として対象としているが、実施機関が対象外とした部分には、申立人が建築する建築物の中間検査の概要が記録されており、これらの情報は、建築主である申立人に関する個人情報であるから、実施機関は、本件申立文書全体を申立人の個人情報として対象としたうえで、条例第17条各号に定める非開示事由に該当するか否かの判断をすべきである。

(4) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。」 は当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

「正当な権利利益を侵害する」とは、個人のプライバシーや社会生活上の利益 を侵害するおそれがあること、また、法人その他の団体の事業活動上の権利利益 を侵害するおそれがあることをいうものである。

イ 実施機関は、本件申立部分に記録されている立会者の氏名を開示すると、当該 個人の社会生活上の権利利益を侵害するおそれがあると主張している。

しかし、当該氏名は、申立人が建築する建築物の中間検査に立会った者の氏名であり、申立人が設計若しくは建築を委託した業者の従業員等と考えられ、これを開示しても当該個人または法人の権利利益を侵害するとは認められず、本号に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第17条第4号に該当するとして一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。また、本件申立文書のうち、対象外とした部分については、申立人の個人情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	•審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	• 審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議